

## 被害者参加人の旅費・日当が公費負担となります

犯罪被害者支援弁護士フォーラム代表代行  
弁護士 山田 廣

被害者が裁判に参加する場合、いくら遠隔地の裁判所であっても、自動車などの交通費すべて自分で負担しなければなりません。わざわざ会社を休んで参加したとしても日当などは裁判所からは支給されません。昨年の札幌地裁での事件では、神戸に住む夫が参加しましたが、飛行機代は往復で8万円ほどかかりました。

これでは法廷に出て自分の気持ちを述べたいと希望しても、事件により経済的に困窮を強いられていることが多い被害者が参加することに二の足を踏む場合もでてきます。せっかく制度ができたのですから、被害者の負担のないようにもっと使い勝手のいい制度にする必要があります。そこで、犯罪被害者支援弁護士フォーラムでは平成22年に当時の千葉法務大臣あてに、裁判所は証人と同じように、被害者に対して旅費・日当を支給するように要望書を提出しました。さらに今年5月から7月にかけて、当フォーラムとあすの会は共同で、主に法務委員会に所属する多数の国会議員に面会して要望を繰り返すとともに、7月3日には滝法務大臣に面会して要望書を提出し、同日日本司法記者クラブで記者会見をして広く理解を求

めてまいりました。なお、平成23年3月に閣議決定された第二次犯罪被害者等基本計画では、被害者参加人への旅費等の支給については、2年以内に検討することが決められております。

その結果、法務省は、この9月に来年度から交通費や宿泊費さらには日当についても公費で支給する方針を固めるに至りました。予算の概算要求は約2000万円と予想され、今後は新制00度に必要な法整備が急がれます。これにより、参加制度が実質的に保障されることとなりました。

肝心の支給方法ですが、現在、被害者が参加裁判所に申請し、同裁判所から日本司法支援センター（法テラス）に対して支払委託をし、法テラスから被害者の指定した口座に支払われる案が検討されているようです。被害者の負担を少しでも減らすためには、参加した期日から日が経たないうちに（例えば翌日払い）支払われるようにする必要があります。

今後とも、公費負担の具体的な内容や支払時期などについて、法務省を初め関係機関に働きかけていきます。

### 近日刊行予定

#### 被害者参加弁護士の経験を1冊の本に —犯罪被害者支援弁護士フォーラム—

平成22年、犯罪被害者の権利利益の擁護と拡充を目的として結成された犯罪被害者支援弁護士フォーラム（VSフォーラム）は、被害者支援の専門性を高めるため、被害者参加制度を始めとする被害者の権利向上に役立つ制度について、専門的に研究し、実践能力の向上に努めてきました。その活動の一環として、定期的に研究会を開催し、会員の弁護士が実際に手がけた事案について問題点の検討を行ってきました。

このたび、被害者参加制度の導入から3年が経過したのを機に、これまでの事例研究の成果を1冊の本にまとめることとしました。具体的な事例における一連の活動について紹介した「事例編」と、事例から浮かび

上がってきた問題点について、現制度の枠内で可能な対応策を示した「質疑応答編」の2本立ての構成になっています。弁護士はもとより、犯罪被害者支援活動に携わる全ての方に活用されることが期待されます。

発行は来年の年明けを目指しており、現在、鋭意制作中です。

「ケーススタディ 被害者参加制度」(仮題)  
体裁 A5判・320頁程度  
編著 犯罪被害者支援弁護士フォーラム  
発行 東京法令出版株式会社